

第1回阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会

開催日時	令和4年3月31日（木） 午後3時～午後4時45分
会議場所	阪南市役所別棟 第3・第4会議室
出席者	委員長 野村 正昭（社会教育に見識のある者） 副委員長 伊瀬 徹（教育委員会事務局職員・生涯学習部長） 委員 寺浦 薫（学識経験者） 委員 出口 尚暢（学識経験者） 委員 稲本 直（文化芸術に関する見識のある者） 委員 布施 良雄（文化芸術に関する見識のある者） 委員 嶋田 学（図書館の運営及び利用等に関する見識のある者） 委員 森本 典子（図書館の運営及び利用等に関する見識のある者）
事務局	生涯学習推進室長 矢島 建 図書館長 加藤 靖子 生涯学習推進室参事 中出 篤 生涯学習推進室長代理 岡田 一 図書館長代理 井上 真理

第1回 阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会議事録

令和4年3月31日（木）午後3時～午後4時45分

阪南市役所別棟2階 第3・第4会議室

事務局 選定委員会の会議については、「阪南市指定管理者制度導入の方針」により、非公開とする。なお、委員の名簿及び議事録の概要は公開とし、本日の会議の内容を記録する。

教育長 挨拶

事務局 委員委嘱及び委員紹介
出欠状況と会議の定足数確認
配布資料の確認

【案件1】阪南市立文化センター及び阪南市立図書館指定管理者選定委員会の組織説明、及び委員長、副委員長の選任について

事務局 資料1、資料2に基づいて説明。

委員長及び副委員長の選任。

委員長及び副委員長
事務局 挨拶
これ以降の議事進行は委員長にお願いする。

【案件2】指定管理者選定スケジュール等について

委員長 「案件2 指定管理者選定スケジュール等について」事務局から説明を願う。

事務局 資料4に基づいて説明。

委員長 意見や質問はないか。

A委員 一点確認したい。スケジュールの中で、6月上旬に応募書類一次審査とあるが、これは複数応募があった場合、事務局の一次審査で事業者をある程度選定するのか、それとも書類が委員に送られて、こちらで書類審査をしたうえで、二次審査にあたるプレゼンテーションに進むのか。

事務局 一次審査は、応募者の提出書類について事務局で確認するものであり、事務局の方で応募者を選定することは想定していない。書類が揃っているかを確認し、すみやかに各委員に送付する予定である。

【案件3】各施設の運営状況について

委員長 続いて「案件3 各施設の運営状況について」事務局から説明を願う。

事務局 文化センター及び図書館の運営状況について説明。

委員長 事務局の説明があり、事前に両施設の3年分の運営資料も送られているが、何か意見はないか。

- A委員 図書館の評価軸としては、貸出冊数がよく使われるが、市民とどのように文化的な活動や学びあいを繰り広げられるかが大きな要素であり、社会関係資本、いわゆるソーシャルキャピタルが醸成されることによってコミュニティが豊かになる、これは数値化しにくい。
- 活発な活動を積み重ねてきた阪南市立図書館が、指定管理者制度の導入に切り替えるのは、いろいろな事情もあるだろうが、サービスが低下しないように、より豊かに、市民満足度の高い図書館にしていく事業者を選定する必要がある。市としても、指定管理者にお任せではなく、活動状況をモニタリングしながら、ともに作り上げていくべきである。
- 委員長 大事な意見である。図書館と文化センターという異質なものを融合させて、よいものを作っていかなければならない。他の意見はないか。
- B委員 文化センターの今の課題と、今回の図書館と合わせて指定管理者制度を導入することで改善したい点は何か。
- 事務局 一番大きな課題は、委員長からの指摘にもあった文化センターと図書館という、異なった機能を有している施設を一体で指定管理者に託すメリットを、応募者にどのように提案していただくか、という点である。
- 今回の業務仕様書（案）には、指定管理者が行うモニタリングの項目を盛り込んでいる。一体的な管理運営のメリットを生かす募集要項（案）や業務仕様書（案）にしていくために、委員のご意見をいただきたい。
- C委員 図書館と文化センターをサラダホールとして一体運営ということで、収支バランスを図りながら、プラスアルファのサービスができるのではないかと。和歌山市民図書館を見学したが、民間による自主事業もあり、市民にとってプラスになっているようだ。産業振興や地域の文化や伝統の伝承の視点を踏まえ、各種団体とも連携事業をしていければと考える。
- 文化センターと図書館を一体的に管理運営とすることで、幅広い活動ができるサラダホールをめざすべきである。
- D委員 文化センターでは自主事業をしても、地域性もあり、なかなか人が集まらない状況がある。今回、図書館との複合ということで、文化センターは「部屋を貸す」、図書館は「本を貸す」と違いはあるが、文化という点では共通点がある。
- 今まで、一緒にできることがあるのに実現できないと思うことがあったので、指定管理者が一体的に管理運営することにより、「市民が訪れやすい」「楽しめる」「意見が言える」といったよい施設になればよい。
- E委員 この2年間のコロナ禍の中で、文化センターの催し物等、様々な制約があった。今後もコロナとは離れられない状況の中で、どのように運営していくか。他の地域でうまく行った経験等を生かして運営できる団体が見つければよい。団体に全部まかせるのではなく、自分たちも協力はするが、経験のあるよい団体を希望する。
- F委員 図書館の役割は、学校との連携や市民との協力など、さまざまである。自分はリサイクルブックの販売や図書館ボランティアなどとして、図書館を支えてきた。業務仕様書（案）にも書き込まれてはいるが、図書館を支える市民とのやりとりをきちんとしてくれる団体を選びたい。
- 委員長 各委員の意見を聞いたが、よい団体が応募されることを期待する。

【案件4】指定管理者の選定基準について

委員長	続いて「案件4 指定管理者の選定基準について」事務局から説明を願う。
事務局	資料12、資料13及び資料16について説明。
委員長	質問や意見はないか。
A委員	図書館と文化センターは、「文化的」という点では共通しているが、JV（ジョイントベンチャー）もありということではどうか。
事務局	グループでの応募も想定している。
A委員	<p>募集要項（案）P2.の目標値の図書館利用登録率55%については、登録更新手続きがあれば意味があるが、更新がなければ利用実態が反映されるのか疑問である。</p> <p>最近注目されている数値として、1年間に実際に利用した人の数を元にした実利用率がある。実利用率20～25%といった比較的高い目標値を指標として検討してはどうか。</p> <p>また、目標数値の提示にあたり、コロナ禍による人流抑制の要請がある期間については、ここで示す目標値は対象としない「留保期間」としてはどうか。</p> <p>次に業務仕様書（案）のP3.で、4の管理運営方針の前文「…民間事業者である指定管理者の豊かな実績と経験を活かした創意工夫ある管理運営…」と高らかにうたっている。選定の際には、応募する事業者の実績についても注意深く審査する選考プロセスとなるよう努めたい。</p> <p>P7.の6の（4）モニタリングの実施及び（5）モニタリング等の項目についてだが、この章は、P6.の6「指定管理者が行う業務」の項目として提示されており、指定管理者が上記項目を踏まえて事業計画書を作成し、実施後に毎月市に報告するというスキームになっている。このことについては、次の点に留意されたい。</p> <p>①指定管理者による自己評価を行政がモニタリング実施として報告を受けるというスキームであるが、市がその報告をどのように受けとめて評価し、必要な対応をするかについて具体的な記述がない。モニタリングの主体について、市の関与を明確に示すべきである。</p> <p>②モニタリングの項目については、アウトプットとしての外形的な確認項目が目立つ。図書館部門については、P4.の5の（4）図書館基本方針に沿ったサービスの向上に記載している質的な業務内容についてこそ、モニタリングの指標としてとりあげ、業務内容の評価と事後対応を行うべきではないか。</p> <p>P11.とP18.の職員体制についてだが、官製ワーキングプアの問題もあるので、働く人の労働環境を守るため、サービスに従事する人の処遇について、公共サービス基本法第11条の観点から、指定管理者が雇用する職員についても、法の趣旨を踏まえて、適切な雇用、労働条件を担保するよう、努力義務を課す文言を入れるべきである。</p> <p>公共サービス基本法第11条は「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする。」とあり、指定管理者であっても公共サービスに従事する者には適用される。</p> <p>P12.の⑥資料の寄贈についてだが、専門性の高くない職員が貴重な郷土資料を廃棄してしまうといった事例があるので、「必要に応じて教育委員会と相談、協議を行う」という主旨の文言を入れてはどうかと思う。</p>

P16. (9) 図書館のコンピュータシステムについてだが、運用ができる、適切に使用するというだけではなく、ウェブサーバーへの外部アクセス状況やシステムダウン等、不慮の事案に際しても、システム事業者任せではなく、「どのような事態に陥っているのかという状況把握をできる程度に、職員がシステムを理解していること。」という主旨の文言をどこかにいれてはどうか。

事務局 図書館登録率について、本市では5年に1度の更新を行っている。実利用率については指標としての検討を行いたい。図書館システムの項目についても、ご指摘の点は追加したい。

事務局 募集要項(案)に掲げている目標数値の扱いについて、文化センター大ホールの使用率など、コロナ禍の過渡期の対応も必要とのご意見をいただき、盛り込んでいくべきと考える。

公共サービス基本法についても、持続可能な運営につなげていくために、指定管理者に対して就労条件の配慮を求める等、どのように業務仕様書(案)に盛り込むか、検討したい。

モニタリング項目については、具体性に欠けるというご指摘もあったが、市では、総論的な位置づけしかなく、具体的な定めがない。市議会でもモニタリングの必要性を指摘されており、今回の業務仕様書(案)ではモニタリングをすることを明記している。指定管理者自身のモニタリングとともに、市がモニタリングすることも必要である。モニタリングの詳細については、平行して教育委員会としてのモニタリングのルールを定めていく必要がある。その他、多くの意見をいただいたが、検討して、次回の選定委員会で検討結果を反映させた業務仕様書(案)を示したい。

F委員 業務仕様書(案)のP15.「阪南市子ども読書活動推進計画への協力」とあるが、令和5年度は第4次計画の策定をせねばならない。自分も委員として参加しているが、計画は図書館が中心になって編集している。ここの「協力」という文言では弱い。自治体によっては、子ども読書活動推進計画は図書館ではなく、市役所で担当しているところもある。この点はどうなるのか。

事務局 子ども読書活動推進計画については、生涯学習推進室の中に生涯学習センター的機能を構築し、そこが担当となって進める予定である。

B委員 募集要項(案)P9.の評価項目の選定基準は、すべて公表されるのか。

事務局 評価基準の項目部分は配点も含めて公表予定である。

B委員 指定管理料、価格への配点は④の5点だけか。

事務局 そこだけであるが、項目一つ一つに自由記述で提案事項を記載できる様式とするつもりである。

B委員 行財政構造改革推進室との協議がまだとのことだが、価格への配点を高くするように言われないか。

事務局 我々としては、指定管理料上限額については、市の施策として行う以上、財政面も考えねばならないし、評価基準や配点については選定委員会で決定すべきものと考えている。優良な指定管理者を選定するため、選定基準や配点については選定委員会で諮っていきたいと考えている。

B委員

それを聞いて安心した。上限額がいくらになるかによって、団体にどれだけのものを求められるかが違ってくる。やればやるほど運営費は上がる。質の高い運営をしていただきたくても、価格によってはワーキングプアを生み出すような状況になるという指摘を受けた経験がある。市が求めている業務と上限額がバランスの取れた発注になるのかどうか、ここまで団体に求めることが妥当かどうか。可能であれば、金額の根拠を示していただくと、我々も判断しやすい。

地域の賑わい創出については、業務仕様書（案）に明確に記述されていない。「市民に優れた文化芸術を提供する」「質の高い文化芸術」という表現はあったが、どういう文化芸術がサラダホールでは求められているのか、もう少し議論が必要である。いくら質が高くても、著名人を招いても、その場限りでは、活性化にはならず、文化センターの存在意義にならない。地域の活性化に結び付くという視点が大事であり、評価基準や業務仕様書（案）すべてに統一した形で記載すべきである。

先に、「施設の一体運営が課題である。」との発言があったが、評価基準の中でこれにあたるものは、②良好な立地条件及び複合施設の活用の考え方の5点だけである。

応募者が見るのは、評価基準と配点である。重要な項目ばかりだが、おしなべて配点と同じで、どれも平均点の団体が選ばれることが往々にしてあり、結果を見てこんなはずではなかった、という経験もある。評価基準で課題とするところに、思い切って配点を多くする等しなければ、市のメッセージは伝わらないと感じる。

委員長

他に意見はないか。

A委員

事務局説明で、「9人の委員の採点で、最上位と最下位の得点は除いて合計する。」とあったが、5者の応募があった場合、個々の団体の採点についてのことと理解していいのか。

事務局

その通りである。

G委員

資料12と資料13、どちらにも施設の概要が記載されている。どちらか一方への記載でよいのではないか。

応募資格の中に、「大阪府内に事務所を有する者」とあるが、府内に限らず近隣府県も含めて、広く募集する方がよいという考えもある。JVの場合も、代表団体のみを「大阪府内に事務所を有する者」とするなど、幅広く参加できるようにすることも考えられる。

また、指定管理者選定委員会の委員及び募集事務に関与した者、利害関係にある者は応募できない、という文言を入れておいてはどうか。

業務仕様書（案）の中に、施設の現状の開館時間や開館日は記載されているが、今後の開館や休館について、あらかじめ必要最低限を示しておくのか、新たに提案を求めるのか、コンセプトをもって業務仕様書（案）に表現することも検討してほしい。

委員長

貴重な意見を多くいただいた。図書館部分と文化センター部分の一体運営は大きな課題である。特に図書館の、学校やボランティアとの関わりについてだが、指定管理者による運営になった時に、ボランティアは関われるのか。民間企業の利益に加担したくない、と思う市民もいる。せっかく今まで培ってきたボランティアの組織がなくなってしまうのは損失である。いかに市民ボランティアを生かして、協力して、市民の文化向上につなげていくかが大事である。

その他、意見はないか。なければ事務局から。

事務局

【案件5】その他

第2回選定委員会の予定確認。4月21日(木) 商工会館2階会議室1で午後2時開催。第3回日程については今後調整する。